

埼玉県感染症発生動向調査における指定届出機関 及び指定提出機関の指定等に関する要領

埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱第3の4（4）で定める各定点の指定等に関する事項は、次のとおりとする。

1 指定

指定届出機関（病原体定点を含む。）及び指定提出機関（以下「定点」という。）の指定の手続きは、次の手順により行う。

（1）定点の推薦

県は、定点を指定する事由が発生した時は、指定を予定する地域、定点区分及び定点数を明示して、一般社団法人埼玉県医師会に定点の推薦を依頼する。

一般社団法人埼玉県医師会は、依頼された定点の要件に合致し、本事業への協力に同意する医療機関を県に推薦する。

保健所設置市（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年12月24日埼玉県条例第61号）第2条の規定に基づき、1（2）の権限が委任されている市を除く。以下同じ。）は、定点の指定が必要な事由が発生した時は、地域の医師会等関係機関の協力を得て定点を選出の上、速やかに様式1により、県に推薦する。

（2）定点の指定

県は、1（1）により推薦された医療機関の所在地、定点区分等が要件に合致していることを確認した時は、当該医療機関を定点として指定する。

（3）定点等への通知

県は、指定した定点の管理者に対し、様式2により定点に指定したことを通知する。

また、指定した定点を管轄する保健所（保健所設置市を含む。）に対し、当該定点を指定したことを通知する。

2 辞退

定点を辞退する場合（任期满了によるものを除く。）の手続きは、次の手順により行う。

（1）辞退届の提出

辞退を希望する定点は、辞退する日の30日以上前に、様式3（以下「辞退届」という。）を管轄する保健所（保健所設置市を含む。）に提出する。

（2）保健所による報告

保健所（保健所設置市を含む。）は、2（1）の辞退届を受理した時は、速やかに県及び当該届出を提出した定点が属する郡市医師会に対し、当該辞退届の写しを添えて様式4により報告する。

（3）指定の取消し

県は、2（2）の報告を受けた時は、辞退を届け出た医療機関の指定を取り消し、当該医療機関の管理者に対し、様式5により指定を取り消したことを通知する。

また、指定を取り消した定点を管轄する保健所（保健所設置市を含む。）に対し、当

該定点の指定を取り消したことを通知する。

(4) 後任定点の指定

「1 指定」に従い、指定する。

3 変更

定点の指定内容を変更する場合の手続きは、次の手順により行う。

(1) 変更届の提出

定点は、次の事項に変更が生じる時は、様式6（以下「変更届」という。）を管轄する保健所（保健所設置市を含む。）に提出する。

- ・医療機関の名称
- ・医療機関の所在地 ※区画整理による町名番地の変更に限る。

(2) 保健所による報告

保健所（保健所設置市を含む。）は、3（1）の変更届を受理した時は、速やかに県に対し、当該変更届の写しを添えて報告する。

(3) 定点等への通知

県は、3（2）の報告を受けた時は、当該変更を届け出た定点の指定内容を変更し、当該定点の管理者に対し、様式7により指定内容を変更したことを通知する。

また、指定内容を変更した定点を管轄する保健所（保健所設置市を含む。）に対し、当該定点の指定内容を変更したことを通知する。

附 則

平成27年1月21日から施行する。

附 則

平成28年4月1日から施行する。

附 則

平成29年4月1日から施行する。

附 則

令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和7年4月1日から施行する。